

資 料 編

1. 下水処理場負荷削減量

平成28年度の下水処理場での負荷削減量は下表のとおりです。

流域下水処理場における負荷削減量

		湖南中部 浄化センター	湖西 浄化センター	東北部 浄化センター	高島 浄化センター	合計
流入水量 (m ³ /日)		258,575	42,708	97,013	12,927	411,223
流入水質	BOD (mg/L)	160	150	120	150	
	COD (%)	95.0	91.2	75.0	77.6	
	T-N (%)	29.7	25.7	24.4	25.6	
	T-P (%)	3.27	2.73	2.31	2.88	
流入負荷量	BOD (kg/日)	41,372	6,406	11,642	1,939	61,359
	COD (%)	24,565	3,895	7,276	1,003	36,739
	T-N (%)	7,680	1,098	2,367	331	11,476
	T-P (%)	845.5	116.6	224.1	37.2	1,223.4
放流水量 (m ³ /日)		258,598	42,718	96,917	12,892	411,125
放流水質	BOD (mg/L)	0.9	0.5	0.3	0.9	
	COD (%)	5.1	5.2	5.1	5.1	
	T-N (%)	5.0	2.3	2.2	4.3	
	T-P (%)	0.06	0.04	0.06	0.04	
排出負荷量	BOD (kg/日)	233	21	29	12	295
	COD (%)	1,319	222	494	66	2,101
	T-N (%)	1,293	98	213	55	1,659
	T-P (%)	15.5	1.7	5.8	0.5	23.5
負荷削減量	BOD (kg/日)	41,139	6,385	11,613	1,927	61,064
	COD (%)	23,246	3,673	6,782	937	34,638
	T-N (%)	6,387	1,000	2,154	276	9,817
	T-P (%)	830.0	114.9	218.3	36.7	1,199.9

備考1. 流入水量・水質、放流水量・水質は年間平均値です。

単独公共下水処理場における負荷削減量

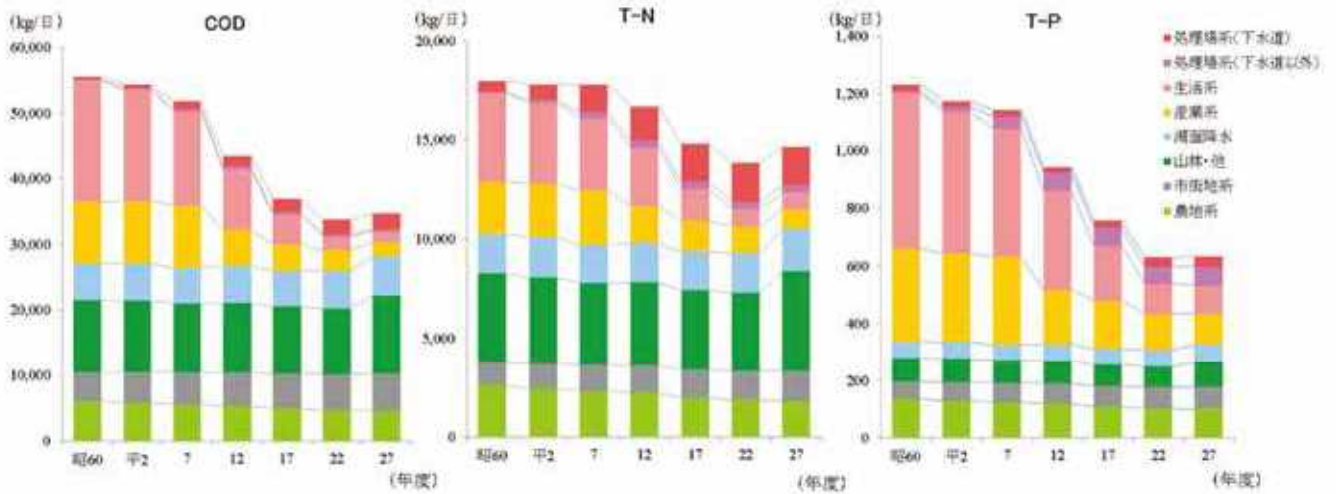
		大津市 水再生センター	近江八幡市 沖島浄化センター	甲賀市土山 オー・デュ・プール	甲賀市信楽 水再生センター	高島市朽木 浄化センター	合計
流入水量 (m ³ /日)		52,920	84	2,069	721	372	56,166
流入水質	BOD (mg/L)	138	172	230	177	386	
	COD (%)	76.5	72.2	71.9	84.5	148	
	T-N (%)	22.6	30.1	21.1	26.2	25.0	
	T-P (%)	2.67	5.40	2.40	2.80	3.10	
流入負荷量	BOD (kg/日)	7,303	14	476	128	144	8,065
	COD (%)	4,048	6	149	61	55	4,319
	T-N (%)	1,196	3	44	19	9	1,271
	T-P (%)	141.3	0.5	5.0	2.0	1.2	150.0
放流水量 (m ³ /日)		52,920	117	2,063	689	374	56,163
放流水質	BOD (mg/L)	2.1	2.1	1.2	1.3	3.2	
	COD (%)	5.6	4.0	4.5	3.8	5.3	
	T-N (%)	6.2	4.5	4.9	1.4	1.6	
	T-P (%)	0.19	0.10	0.20	1.10	0.10	
排出負荷量	BOD (kg/日)	111	0.2	2	0.9	1	115
	COD (%)	296	0.5	9	3	2	310
	T-N (%)	328	0.5	10	1	1	340
	T-P (%)	10.1	0.0	0.4	0.8	0.0	11.3
負荷削減量	BOD (kg/日)	7,192	14	474	127	143	7,950
	COD (%)	3,752	6	140	58	53	4,009
	T-N (%)	868	3	34	18	8	931
	T-P (%)	131	0.5	4.6	1.2	1.2	138.7

備考1. 流入水量・水質、放流水量・水質は年間平均値です。

備考2. 大津市水再生センターは、合流式処理場であり、晴天日の年間平均値です。

琵琶湖に流入する負荷量の推移

これまで琵琶湖の水質保全を図るため、生活排水等に係る汚濁負荷の削減対策として、下水道の整備等を実施した結果、陸域から琵琶湖へ流入する負荷量は低減されています。



出典)「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」より作成

注)「処理場系(下水道以外)」とは、し尿処理場と農業集落排水施設をいいます。

「生活系」とは、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理、農地還元をいいます。

琵琶湖に流入する負荷量のイメージ (平成27年度)



出典)「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」より作成

2. 環境基準

(1) 環境基準の類型指定

ア. 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

環境基本法（平成5年法律第91号）では、公害とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を指し、特に大気、水質、土壌および騒音については、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を環境基準として定めることとしています。このうち、水質については、通常、水質環境基準（(2) 参照）と呼ばれ、人の健康に係るものは全国一律に、生活環境に係るものについては河川、湖沼等の水域別にまた水域の利用目的に応じて定められています。

本県の場合は、次のように類型が設定されています。

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
琵琶湖北湖	湖沼A A	イ
琵琶湖南湖	湖沼A A	ハ
瀬田川（全域）	A	イ

注1 北湖とは琵琶湖大橋より北側をいい、南湖とは同大橋より南側をいいます。

注2 達成期間の分類は次のとおりです。

「イ」は、直ちに達成する。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成する。

「ハ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。

イ. 全窒素、全リンに係る環境基準の類型指定

全国的に湖沼などの閉鎖性水域では富栄養化などの進行により環境基準の達成率が低い状況にあり、利水上の問題が発生していることから全窒素、全リンに係る環境基準が設定されました。琵琶湖の場合は、次のように類型が設定されています。

水 域	該当類型	達 成 期 間
琵琶湖北湖	Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
琵琶湖南湖	Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(2) 水質環境基準

ア. 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水素	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	付表7に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/ℓ以下	規格K0312に定める方法

備考1：ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質環境基準。

備考2：付表は「水質汚濁に係る環境基準について」の付表を参照

イ. 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

（ア）河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考（省略）

（イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	15mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/l 以上	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考（省略）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
I	自然環境保全 及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産2種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅴ	水産3種 工農業用水 環境保水全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備考(省略)

(3) 河川の環境基準の達成状況

県内の主要24河川について「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を行っており、毎年環境基準の適合状況等を把握するための水質調査を実施しています。

平成28年度の調査結果を下表に示します。BODについては、24河川27地点全てで環境基準を達成していました。また、健康項目は、全ての河川で環境基準値以下の値でした。

生活環境項目に係る環境基準の達成状況（平成28年度）

区分	河川名	類型	BOD		測定回数	達成回数				
			達成状況	75%値		pH	SS	DO	大腸菌群数	
南湖・瀬田川流入河川	天神川	A	○	1.1	12	○	○	○	3	
	大宮川	A	○	0.9	12	○	○	○	3	
	柳川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0	
	吾妻川	AA	○	1.0	12	○	○	○	0	
	相模川	AA	○	1.0	12	○	○	○	0	
	十禅寺川	A	○	2.0	12	○	○	○	1	
	葉山川	A	○	1.2	12	○	○	○	1	
	守山川	A	○	1.1	12	9	○	○	2	
	大戸川上流	下流	A	○	0.8	12	○	○	○	2
				○	0.9	12	○	○	○	2
	信楽川上流	下流	A	○	0.7	12	○	○	○	7
○				0.8	12	○	○	○	5	
北湖東部流入河川	姉川	AA	○	0.7	12	○	○	○	0	
	田川	AA	○	1.0	12	○	○	○	0	
	天野川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0	
	犬上川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0	
	宇曾川	B	○	1.2	12	○	○	○	9	
	愛知川	AA	○	0.8	12	11	○	○	0	
	日野川	A	○	1.0	12	○	11	○	2	
	家棟川	B	○	1.4	12	○	○	○	4	
	野洲川下流	中流	A	○	0.8	12	11	○	○	6
○				0.7	12	○	○	○	3	
北湖西部流入河川	大浦川	A	○	0.8	12	○	○	○	1	
	知内川	AA	○	0.8	12	○	○	○	0	
	石田川	AA	○	0.7	12	○	○	○	0	
	安曇川	AA	○	0.6	12	○	○	○	1	
	和邇川	A	○	1.0	12	○	○	○	3	
達成地点数	H28			27		24	26	27	0	
	H27			24		20	24	24	0	

注1)BOD欄の○印は、75%値が環境基準を達成したものを示す(基準値-AA類型:1mg/l、A類型:2mg/l、B類型:3mg/l)。

注2)達成回数欄の数字は、測定回数のうち環境基準を達成した回数を示し、○印は全ての回数で達成したものを示す。

(4) 湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的として、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」）が制定され、琵琶湖は昭和60年に同法に基づく指定湖沼としての指定を受けました。

湖沼法に基づき、滋賀県と京都府（京都市北部の一部地域が琵琶湖の集水域）は、昭和61年度から5年ごとに湖沼水質保全計画を策定して、水質保全対策に積極的に取り組んできました。

第7期湖沼水質保全計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、実施すべき水質保全対策（下水道整備、工場排水対策、農業排水対策、環境監視、調査研究など）や水質目標値が定められています。

第7期湖沼水質保全計画の水質目標値 (mg/ℓ)

項 目		現状 (平成27年度)	計画期間に達成すべき目標 (平成32年度)		
			対策を講じない場合	対策を講じた場合 (目標値)	
C O D	75%値	北湖	2.8	2.9	2.8
		南湖	4.6	4.9	4.6
	(参考) 平均値	北湖	2.5	2.5	2.4
		南湖	3.2	3.6	3.2
T-N	年平均値	北湖	0.25	0.24	0.24
		南湖	0.24	0.25	0.24
T-P	年平均値	南湖	0.012	0.013	0.012

*北湖の全りんは、環境基準を満たしているため目標値を設定していない。

新たな水質管理指標（検討値） (mg/ℓ)

項 目		現状 (平成27年度)	計画期間に達成すべき目標 (平成32年度)		
			対策を講じない場合	対策を講じた場合 (目標値)	
T O C	平均値	北湖	1.5	1.5	1.4
		南湖	2.0	2.3	2.0

3. 下水道に係る水質関係基準値一覧表

水質項目	単位	浄化センター放流水に適用される基準				下水法に基づく除害施設設置基準(注2)	
		下水道法施行令第6条			水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例		水質汚濁防止法、ダイオキシン類法、その他条例(注1)
		第1項	第3項	第4項			
有害物質に係る排水基準							
カドミウム及びその化合物	mg/l		0.01		0.01	0.03	0.01
シアン化合物	mg/l		0.1		0.1	1	0.1
有機燐化合物	mg/l		検出されないこと		検出されないこと	1	検出されないこと
鉛及びその化合物	mg/l		0.1			0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/l		0.05		0.05	0.5	0.05
砒素及びその化合物	mg/l		0.05		0.05	0.1	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		0.005			0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと			検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/l		0.003			0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/l		0.1			0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/l		0.1			0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/l		0.2			0.2	0.2
四塩化炭素	mg/l		0.02			0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.04			0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		1			1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.4			0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		3			3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.06			0.06	0.06
1,3-ジクロロプロパン	mg/l		0.02			0.02	0.02
チウラム	mg/l		0.06			0.06	0.06
シマジン	mg/l		0.03			0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/l		0.2			0.2	0.2
ベンゼン	mg/l		0.1			0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/l		0.1			0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/l		10			10	10
ふっ素及びその化合物	mg/l		8			8	8
1,4-ジオキサン	mg/l		0.5			0.5	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		100			100	
ダイオキシン類	pg-TEQ/l			10		10	10
有害物質以外のものに係る排水基準							
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l						<380
水素イオン濃度	—	5.8~8.6	5.8~8.6(日間平均6.0~8.5)		日間平均6.0~8.5	5.8~8.6	5を超え9未満
生物学的酸素要求量	mg/l	(注3)日間平均 4.8または10	160(日間平均20)		日間平均20	160(日間平均120)	注4 <600
化学的酸素要求量	mg/l		160(日間平均20)		日間平均20	160(日間平均120)	
浮遊物質質量	mg/l	40	200(日間平均70)		日間平均70	200(日間平均150)	注4 <600
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l		5			5	5
(動植物油脂類含有量)	mg/l		30(日間平均20)		日間平均20	30	30(日間平均20)
フェノール類	mg/l		5(日間平均1)		日間平均1	5	5(日間平均1)
銅及びその化合物	mg/l		3(日間平均1)		日間平均1	3	3(日間平均1)
亜鉛及びその化合物	mg/l		2(日間平均1)		日間平均1	2	2(日間平均1)
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l		10			10	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l		10			10	10
クロム及びその化合物	mg/l		2(日間平均0.1)		日間平均0.1	2	2(日間平均0.1)
大腸菌群数	個/cm ³	3,000	日間平均3,000			日間平均3,000	
アンチモン含有量	mg/l		日間平均0.05			日間平均0.05	日間平均0.05
ニッケル含有量(注5)	mg/l		日間平均1			日間平均1	日間平均1
窒素含有量	mg/l	(注7)日間平均5.10または15	120(注6)日間平均20又は15)		注6 日間平均20または15	120(日間平均60)	注4 日間平均<60
リン含有量	mg/l	(注9)日間平均0.25または0.5	16(注8)日間平均1又は0.5)		注8 日間平均1または0.5	16(日間平均8)	注4 日間平均<10
温度	℃						<45
沃素消費量	mg/l						<220
その他(色及び臭い)			排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと			排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないこと	流域下水道からの放流水が排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような異常な色及び臭気を帯びるおそれのないこと(下水色及び下水臭を除く)

注1 ダイオキシン類法:ダイオキシン類対策特別措置法、その他条例:滋賀県公害防止条例(アンチモン、その他(色及び臭い))及び草津市の良好な環境保全条例(ニッケル)
 2 「下水道法に基づく除害施設設置基準」の欄は、下水道法施行令第9条、第9条の5及び第9条の10による除害施設の設置等に関する条例の基準値及び同第9条の4による特定事業場からの下水の排除制限に係る水質の基準値を示す。
 3 生物学的酸素要求量について高鳥処理区は10mg/l、それ以外の処理区は4.8mg/l。
 4 除害施設の設置基準の生物学的酸素要求量、浮遊物質質量、窒素含有量及びリン含有量については排水量により別の基準が市町の条例で定められている場合がある。(詳細は各市町の下水道条例参照)
 5 ニッケル含有量は、湖南中部処理区のみ適用。
 6 窒素含有量について湖南中部処理区は20mg/l、それ以外の処理区は15mg/l。
 7 窒素含有量について高鳥処理区は15mg/l(循環変法+砂ろ過)または10mg/l(多段硝化脱窒法+砂ろ過)、それ以外の処理区は10mg/l(循環変法+砂ろ過)または5mg/l(多段硝化脱窒法+砂ろ過)。
 8 リン含有量について湖南中部処理区は1mg/l、それ以外の処理区は0.5mg/l。
 9 リン含有量について高鳥処理区は0.5mg/l、それ以外の処理区は0.25mg/l。

4. 浄化センター主要建物財産一覧

公有財産建物台帳内訳表より主要建物のみ抜粋(H28年度末現在)

湖南中部浄化センター	
建物名称	延面積
管理本館	4,898 m ²
第2管理棟	1,304 m ²
熱源棟	704 m ²
電気棟	5,937 m ²
薬注棟	289 m ²
スクリーンポンプ棟	503 m ²
ポンプ棟	4,214 m ²
ホッパー棟	212 m ²
しさホッパー棟	394 m ²
送風機棟	3,242 m ²
送風機・脱臭機棟2	3,121 m ²
水処理電気棟	480 m ²
水処理上屋4系1/2	7,210 m ²
放流ポンプ棟	1,170 m ²
放流ポンプ棟3	1,350 m ²
脱水機棟	2,825 m ²
脱水機棟	3,996 m ²
脱水機棟	3,444 m ²
濃縮棟	379 m ²
機械濃縮棟	1,394 m ²
焼却炉棟	586 m ²
焼却炉棟2	2,078 m ²
溶融炉棟(120t)	3,703 m ²
溶融炉プロアー棟	98 m ²
超高度処理実証棟	262 m ²

湖西浄化センター	
建物名称	延面積
管理棟	3,675 m ²
機械棟	4,099 m ²
電気棟	3,388 m ²
第2ポンプ棟	575 m ²
脱臭棟	93 m ²
薬注室	242 m ²
溶融炉棟	4,419 m ²
スカム処理機室	61 m ²
汚泥処理棟	4,345 m ²
スカム棟	583 m ²

東北部浄化センター	
建物名称	延面積
管理棟	2,071 m ²
電気室棟	183 m ²
電気棟	1,177 m ²
ポンプ棟	2,543 m ²
第2ポンプ棟	4,315 m ²
ホッパー棟	189 m ²
送風機棟	1,235 m ²
第2送風機棟	1,192 m ²
脱臭機械室棟	176 m ²
薬注室棟	256 m ²
水処理棟	1,285 m ²
急速ろ過池棟	790 m ²
急速ろ過棟	1,353 m ²
汚泥濃縮タンク棟	256 m ²
汚泥処理棟	3,770 m ²
第2汚泥処理棟	5,048 m ²
汚泥溶融炉監視棟	2,245 m ²
ストックヤード上屋	171 m ²

高島浄化センター	
建物名称	延面積
管理棟	2,188 m ²
管理棟	729 m ²
機械棟	1,411 m ²
揚水ポンプ場	1,766 m ²
水処理棟	2,931 m ²
水処理施設	3,163 m ²
濃縮タンク棟	462 m ²
濃縮機械棟	703 m ²
汚泥処理棟	704 m ²
第2汚泥処理棟	1,470 m ²
融雪ポンプ棟	45 m ²